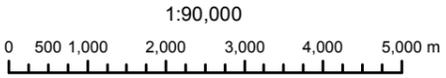
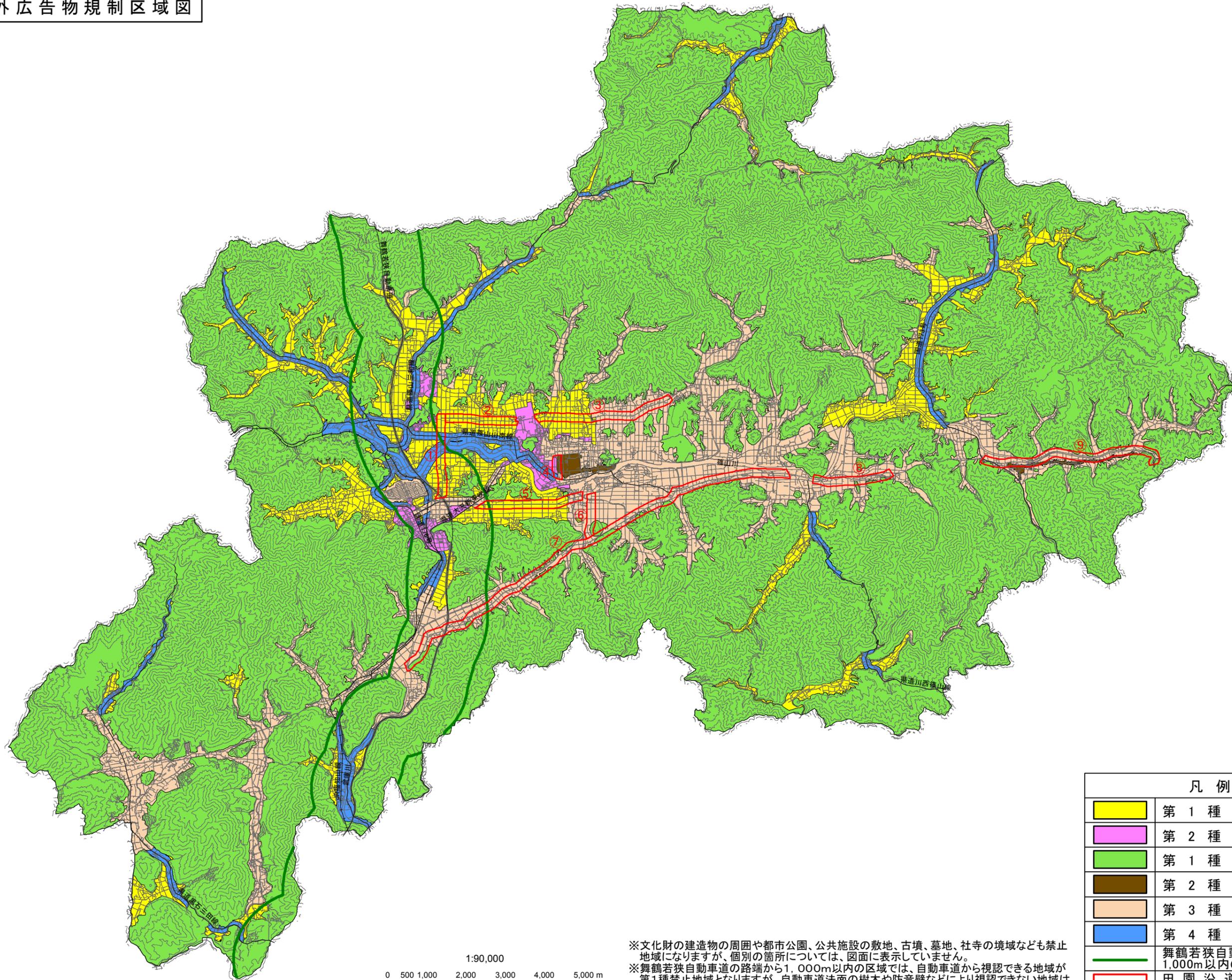


篠山市屋外広告物規制区域図



※文化財の建造物の周囲や都市公園、公共施設の敷地、古墳、墓地、社寺の境域なども禁止地域になりますが、個別の箇所については、図面に表示していません。  
 ※舞鶴若狭自動車道の路端から1,000m以内の区域では、自動車道から視認できる地域が第1種禁止地域となりますが、自動車道法面の樹木や防音壁などにより視認できない地域は、図面に表示した地域が適用されます。

凡例	
	第1種許可地域
	第2種許可地域
	第1種禁止地域
	第2種禁止地域
	第3種禁止地域
	第4種禁止地域
	舞鶴若狭自動車道の路端から1,000m以内の区域
	田園沿道区域 (路端から100m以内の区域)